

# 疑似症届出の見直しとG-MISへの入力について

## 省令改正により、疑似症届け出基準の見直し（10月14日公布・施行）

### 改正前の対象

疑似症と診断した場合



### 改正後の対象

疑似症と診断し、かつ入院を要すると認められる場合



### G-MISの検査数の入力の徹底

- ①省令改正により、外来患者については、疑似症届の提出は不要です。
- ②PCR等検査数の把握のため、**引き続き、G-MISでの検査数の報告の徹底にご協力をお願いします！**

お問合せ先

厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室 医療機関調査事務局

電話番号 03-5846-8233（土日祝日を除く平日9時～17時）